

姫路駅周辺における路上等駐輪場整備・管理運営事業を行う事業者募集要項等に係る質問回答

No.	資料名	ページ	項目名	質疑内容	回答
1	募集要項	6	1 4 申請書類	代表者の印鑑証明書は、会社の印鑑証明書でも問題ないでしょうか。	代表者印（法人実印）の印鑑証明書です。代表者個人の印鑑証明書ではありません。なお、提出書類への押印も同様です。
2	募集要項	6	1 5 事業提案 (1) 提案項目 ⑤駐輪施設の配置について	特殊自転車について、例示されている車種以外の対象車種はございませんでしょうか。（特定小型原動機付自転車など）	募集要項等で例示した車種のみを対象としているわけではありません。特殊自転車の収容区域には、可能な限り多くの車種を収容することを想定しています。
3	募集要項	6	1 5 事業提案 (1) 提案項目	事業計画書（様式第7号）について、各提案項目のページ数に上限はありますでしょうか。	ページ数の上限はありません。
4	募集要項	6	1 5 事業提案 (1) 提案項目	事業計画書（様式第7号）について、提案内容を補足するための追加資料を別紙として添付することは可能でしょうか。	差し支えありません。
5	募集要項	8	1 6 納付金の提案 (1) ～ (4)	変動納付金または固定納付金と変動納付金を併用する場合、様式第8号の各年度の納付金欄は、初年度は様式第6号の初年度納付金見込額と同額を記載し、2年目以降は各年度の利用料金収入見込額に基づき算出した金額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項	8	1 6 納付金の提案 (1) ～ (4)	変動納付金を提案した場合、事業開始後に毎年度実際に納付する金額は、どちらの金額に基づき算出されるのでしょうか。 ① 各事業年度の「実際の利用料金収入額（実績値）」 ② 申請時に提案した収支試算表（様式第8号）の「利用料金収入見込額（計画値）」	①各事業年度の「実際の利用料金収入額（実績値）」に基づき、納付金額を算出します。
7	募集要項	8	1 6 納付金の提案 (1) ～ (4)	変動納付金の算定に用いる利用料金収入額について、消費税を含む金額を基準とするのでしょうか。	消費税を含む金額を基準とします。
8	募集要項	8	1 6 納付金の提案 (3) (4)	評価の対象となるのは、納付率（％）ではなく初年度納付金見込額であり、この算出に用いる「初年度利用料金収入見込額」は、過去の「利用料金収入の実績」ではなく各申請者の提案する収支試算表の記載に基づくのでしょうか	お見込みのとおりです。
9	募集要項	8	1 6 納付金の提案 (5)	道路工事等により駐輪場の廃止や収容台数の大幅な減少が生じた場合、固定納付金及び変動納付金の納付率を協議により見直すことは可能でしょうか。	周辺環境の変化等による収容台数の大幅な減少があった場合は、市と事業者の協議により納付金を見直すことは可能です。

No.	資料名	ページ	項目名	質疑内容	回答
10	募集要項	9	2 3 選定	プレゼンテーションについて、事前提出資料をそのまま拡大投影する形式のみが認められるのでしょうか、または提出資料に記載した内容の範囲内であれば、視認性向上のため別途PowerPoint等の投影用スライドを作成・投影することは可能でしょうか。	事前に提出いただいた資料に記載した内容の範囲内であれば、プレゼンテーションの際に別途スライドを作成・投影いただいて問題ありません。
11	仕様書	2	5 駐輪施設の整備 (1)	特殊自転車を合計10台以上収容可能な区域を設けるとは、どこか一つの場所で設けるのではなく、各場所に分散して本事業全体のなかでの合計して設けるという認識でよいでしょうか。	事業全体で合計 1 0 台以上の特殊自転車を収容する区域を設けること想定していますが、一つの場所に 1 0 台以上設けることも可能です。
12	仕様書	4	8 利用料金に関すること (4)	事業開始から1年間は料金変更ができないとされていますが、今回提案した料金体系は2年目以降の適用となるのでしょうか。	提案いただく料金体系は 1 年目の事業開始時から適用されます。ただし、事業開始から 1 年間は利用料金を変更できません。